

**子ども・子育て支援事業計画における
量の見込み（ニーズ量）と
確保方策の実施時期**

子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方



子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条にもとづく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や各種子育て支援施策の円滑な実施に関する内容等を記載した計画です。

本区では、子育て支援計画と一体的に策定していますが、子ども・子育て支援法で定められた子育て支援事業を明確にするため、再掲する事業も含め、本章において量の見込みと確保方策の実施時期を記載しました。

2 教育・保育提供区域の設定



子ども・子育て支援事業計画においては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域）」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を計画するものとされています。

本区においては、基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、文京区全域を 1 区域として設定します。

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間における「量の見込み（ニーズ量）」・「確保の方策」・「実施時期」を記載することになっています。

量の見込み（ニーズ量）については、平成 30 年 10 月に実施した「子育て支援に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」と記載する）」の結果を踏まえ、量の見込み（ニーズ量）を推計し、具体的な目標設定を行いました。

確保の方策においては、これまでの幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを合わせ持った「認定こども園」の普及を図るなど、幼児期の教育・保育の場を一体的に提供する施設を推進しています。

また、少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」を実施するなど、多様な保育サービスの充実を図り、質を保ちながら身近な保育の場を確保していきます。

（1）保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により、教育・保育を利用する子どもについて 3 つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、特定教育・保育施設等（認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業）の利用先が決まっています。

<3 つの認定区分>

1号認定（教育標準時間認定）	利用先：幼稚園・認定こども園
○お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	
2号認定（満3歳以上・保育認定）	利用先：保育所・認定こども園
○お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合	
3号認定（満3歳未満・保育認定）	利用先：保育所・認定こども園・地域型保育
○お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合	

(2) 地域型保育事業について

地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度において、区の認可事業として位置づけられている事業です。原則、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業であり、小規模保育（A・B・C型）・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4類型があります。待機児の多い都市部で身近な保育の場を確保する事業です。

事業名	事業概要
小規模保育	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施します。 ・A型（保育所分園に近いもの） ・B型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの） ・C型（家庭的保育に近いもの）
家庭的保育	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施します。家庭的保育者の居宅その他の場所で保育を行います。
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施します。（ベビーシッター派遣事業）
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施します。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供します。

(3) 量の見込み（ニーズ量）の算定について

幼児期の教育・保育の量の見込み（ニーズ量）は、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出の考え方」により、将来人口推計と利用意向割合からニーズ量を算定しました。

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期

項 目		令和 2 年度 (R3.4.1 時点)					令和 3 年度 (R4.4.1 時点)					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり		
		3歳以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1-2歳	
		教育希望	左記以外					教育希望	左記以外			
① 量の見込み (ニーズ量)		2,169	765	3,093	818	2,773	2,198	775	3,134	844	2,835	
② 確保の方策	教育保育施設	認定こども園	33	0	33	6	21	33	0	33	6	21
		区立幼稚園	705	328	-	-	-	705	328	-	-	-
		私立幼稚園	1,708	439	-	-	-	1,708	439	-	-	-
		国立大学附属 幼稚園	114	-	-	-	-	114	-	-	-	-
		区立 認可保育園	-	-	1,082	141	633	-	-	1,082	141	633
		私立 認可保育園	-	-	2,734	501	1,694	-	-	3,012	564	1,873
		臨時保育所 定期利用保育	-	-	63	9	77	-	-	42	9	78
		東京都 認証保育所	-	-	27	39	128	-	-	27	39	128
		企業主導型 保育事業	-	-	14	18	34	-	-	14	18	34
		その他 認可外保育施設	-	-	-	8	21	-	-	-	8	21
	地域型保育事業	家庭的 保育事業	-	-	-	4	8	-	-	-	4	8
		小規模 保育事業	-	-	-	62	193	-	-	-	80	232
		事業所内 保育事業	-	-	-	4	15	-	-	-	4	15
		居宅訪問型 保育事業	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
合 計		2,560	767	3,953	792	2,825	2,560	767	4,210	873	3,044	
②-①		391	2	860	▲26	52	362	▲8	1,076	29	209	

* 各確保の方策において、事業の対象外となる認定区分は「-」を表示する。

令和4年度 (R5.4.1時点)					令和5年度 (R6.4.1時点)					令和6年度 (R7.4.1時点)				
1号 教育希望	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		1号 教育希望	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		1号 教育希望	2号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
3歳以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1-2歳
	教育希望	左記以外				教育希望	左記以外				教育希望	左記以外		
2,194	773	3,127	871	2,886	2,248	792	3,204	896	2,979	2,303	812	3,283	929	3,069
33	0	33	6	21	113	60	33	6	54	113	60	33	6	54
705	328	-	-	-	610	262	-	-	-	610	262	-	-	-
1,708	439	-	-	-	1,708	439	-	-	-	1,708	439	-	-	-
114	-	-	-	-	114	-	-	-	-	114	-	-	-	-
-	-	1,082	141	633	-	-	1,068	141	611	-	-	1,068	141	611
-	-	3,295	624	2,049	-	-	3,389	624	2,049	-	-	3,389	624	2,049
-	-	21	9	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	27	39	128	-	-	27	39	128	-	-	27	39	128
-	-	14	18	34	-	-	14	18	34	-	-	14	18	34
-	-	-	8	21	-	-	-	8	21	-	-	-	8	21
-	-	-	4	8	-	-	-	4	8	-	-	-	4	8
-	-	-	98	271	-	-	-	98	271	-	-	-	98	271
-	-	-	4	15	-	-	-	4	15	-	-	-	4	15
-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
2,560	767	4,472	951	3,257	2,545	761	4,531	942	3,192	2,545	761	4,531	942	3,192
366	▲ 6	1,345	80	371	297	▲ 31	1,327	46	213	242	▲ 51	1,248	13	123

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、子ども・子育て支援法第 59 条の規定にもとづき、地域の実情に応じて実施するものです。

(1) 利用者支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。				
確保方策の考え方	文京シビックセンターにおいて、保育ナビゲーター、子育てガイド、及び母子保健コーディネーターが中心となり、利用者の支援を進めるとともに、保護者が集まる身近な場所である子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）や保健サービスセンターと連携を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等の充実を図ります。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期					
項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者支援事業	基本型 ・特定型	文京シビックセンター 1 か所（保育ナビゲーター、子育てガイド）			
		子育てひろば 5 か所			
		地域団体による地域子育て支援拠点 4 か所			
	母子 保健型	保健サービスセンター 2 か所			

<量の見込み（ニーズ量）・確保方策について>

利用者支援事業は、子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）などの既存の子育て支援施設の機能を拡充することで、多くの利用者に支援ができるよう事業を展開する。令和 2 年度以降は、各施設の利用状況を確認の上、適切な規模を確保していく。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における地域子育て支援拠点施設事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。					
確保方策の考え方	<p>子育てひろば事業と地域団体による地域子育て支援拠点事業を実施します。</p> <p>〈事業量の算定方法〉</p> <p>子育てひろば事業については、西片、汐見、水道、千石、江戸川橋の5か所を事業量としました。</p> <p>また、地域団体による地域子育て支援拠点事業については、富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4か所を事業量としました。</p>					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(ニーズ量)	子育てひろば事業	56,916人	58,301人	59,799人	61,141人	63,034人
確保方策	子育てひろば事業	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	地域団体による地域子育て支援拠点事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

(3) 妊婦健康診査

子ども・子育て支援法等における事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。				
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方	妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図ります。				
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期					
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(ニーズ量)	2,097人	2,114人	2,181人	2,250人	2,314人
確保方策					
妊娠・出産への支援	実施場所：都内の委託医療機関（病院、診療所など）※				
	主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査など				
	実施時期：通年				

※ 里帰り出産等による都外医療機関、助産所での妊婦健診は、償還払いで費用を助成します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。				
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方	生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスへ結び付ける乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)を実施します。				
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期					
項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(ニーズ量)	2,097人	2,114人	2,181人	2,250人	2,314人
確保方策	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	実施体制：保健師・助産師の専門職で実施			
		実施機関：2か所 (保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所)			

(5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>養育支援訪問事業とは、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見に努め、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育を支援する事業です</p> <p>また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、関係機関の情報共有を推進し、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。</p>				
<p>確保方策の考え方</p>	<p>児童虐待への対応及び未然防止を図るため、特に養育を支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパー派遣事業や子育て支援講座の開催など、児童虐待防止対策事業を実施するとともに、社会的養育の充実を目的に、養育家庭普及活動の推進を図ります。</p> <p>地域における子どもと家庭に関する支援体制の充実を図るため、関係機関と連携して、要保護児童対策地域協議会の取組を推進します。</p>				
<p>量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期</p>					
<p>項目</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>
<p>児童虐待防止 ネットワークの充実</p>	<p>要保護児童対策地域協議会の開催</p>				
	<p>育児支援ヘルパー派遣回数 719回</p>				
	<p>子育て支援講座の開催 2回/年</p>				

(6) 子育て短期支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、平成 30 年度の各事業の延べ利用人数から算出しました。					
確保方策の考え方	<p>区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業、子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施します。</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <p>乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業は 2 か所の施設で年間を通じて 1 人以上の定員を確保していることから 365 日×2 施設×1 人 = 730 人日/年としました。トワイライトステイ事業は 1 か所の施設で年間を通じて 1 人以上の定員を確保していることから、年間の事業量を 365 人日/年としました。</p>					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (ニーズ量)	ショートステイ事業	493 人	507 人	519 人	531 人	546 人
	トワイライトステイ事業	156 人	161 人	165 人	170 人	175 人
確保方策	ショートステイ事業	730 人	730 人	730 人	730 人	730 人
	トワイライトステイ事業	365 人	365 人	365 人	365 人	365 人
[確保方策]－ [ニーズ量]	ショートステイ事業	237 人	223 人	211 人	199 人	184 人
	トワイライトステイ事業	209 人	204 人	200 人	195 人	190 人

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子ども・子育て支援法等における事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。 利用意向割合・利用意向日数については、ファミリー・サポート・センター事業の実際の活動件数（預かりに関する活動）から算出しました。					
確保方策の考え方	<p>文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <p>事業実績より、全体活動件数のうち小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合を算出しました。</p> <p>小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合 5.64% （平成30年度 活動総件数 8,977件 うち小学生の預かり 506件※）</p> <p>過去5年間の活動実績を参考に令和2年度以降の総活動件数を推計し、その値に上記割合をかけて事業量を算定しました。</p>					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (ニーズ量)	延べ利用児童数 小学校低学年	406人	431人	447人	470人	473人
	延べ利用児童数 小学校高学年	120人	124人	128人	133人	141人
	合計	526人	555人	575人	603人	614人
確保方策	ファミリー・サポート・センター事業	593人	642人	695人	752人	814人
[確保方策]-[ニーズ量]		67人	87人	120人	149人	200人

※平成30年度から統計方法を見直しているため、直近の数字を用いて算出しています。

(8) 一時預かり事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
---------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

《一時預かり事業（幼稚園型）》

量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。					
確保方策の考え方	<p>区立幼稚園全園にて、幼稚園在園児を対象に、幼稚園の教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施します。また、一部私立幼稚園においても、預かり保育を実施します。（各園で実施内容は異なる）</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区立幼稚園：登録利用については、全園登録人数 280 人×実施日数 290 日 = 81,200 人日/年とし、一時利用については、利用者 10 人×実施園数 10 園×実施日数 290 日 = 29,000 人日/年としました。 ・私立幼稚園：各園における実施内容が異なることから、平成 30 年度における各園の実績を踏まえ、事業量を算定しました。※ 					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
(ニーズ量) 量の 見込み	一時利用の預かり保育	32,070 人	32,252 人	32,684 人	32,613 人	33,416 人
	定期利用の預かり保育	115,952 人	116,614 人	118,175 人	117,918 人	120,821 人
	合 計	148,022 人	148,866 人	150,859 人	150,531 人	154,237 人
確保 方策	区立幼稚園での預かり保育	110,200 人	110,200 人	110,200 人	110,200 人	110,200 人
	私立幼稚園での預かり保育	73,920 人	73,920 人	73,920 人	73,920 人	73,920 人
	合 計	184,120 人	184,120 人	184,120 人	184,120 人	184,120 人
[確保方策]－[ニーズ量]		36,098 人	35,254 人	33,261 人	33,589 人	29,883 人

※実績が年々伸びているため、直近の数字を用いて算定しています。

«一時預かり事業（幼稚園型以外）»

量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方	<p>3 か所（令和 5 年度以降は 4 か所）のキッズルームと区立認可保育園 17 園において、一時預かり事業を実施します。</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時保育、リフレッシュ一時保育 年間事業実施日を 292 日（平成 30 年度実績）と設定し、各園の定員の合計数が 41 人であることから、41 人×292 日＝11,972 人日／年としました。 ・一時保育事業 キッズルームごとに、1 日の最大受入人数実績と開室日数（平成 30 年度実績）から事業量を算出しました。 ・キッズルームシビック 23 人×358 日＝8,234 人日／年 ・キッズルーム目白台 11 人×293 日＝3,223 人日／年 ・キッズルームかごまち 12 人×293 日＝3,516 人日／年 ・令和 5 年度開設予定新規施設（キッズルームかごまちと同規模を想定）12 人×293 日＝3,516 人日／年 				
量の見込みと確保方策の実施時期					
項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（ニーズ量）					
利用児童数	26,130 人	26,528 人	27,027 人	27,267 人	28,025 人
確保方策					
緊急一時保育、リフレッシュ一時保育	11,972 人	11,972 人	11,972 人	11,972 人	11,972 人
一時保育事業	14,973 人	14,973 人	14,973 人	18,489 人	18,489 人
合計	26,945 人	26,945 人	26,945 人	30,461 人	30,461 人
[確保方策]－[ニーズ量]	815 人	417 人	▲82 人	3,194 人	2,436 人

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

子ども・子育て支援法等における事業概要		保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。				
量の見込み(ニーズ量)の算定方法		将来人口推計とニーズ調査における延長保育事業の利用意向割合からニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		<p>全ての区立認可保育園及び私立認可保育園（小規模保育事業及び認証保育所を含む）において、延長保育事業を実施します。</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <p>本計画中に新たに整備する私立認可保育園について、延長保育定員数を15人（小規模保育事業は5人）とし、既存園の延長保育定員数に加算して事業量を算定しました。なお、認証保育所については年度により区民利用数が増減するため、1か所あたりの利用数を10人としています。</p>				
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(ニーズ量)		1,598人	1,624人	1,651人	1,661人	1,707人
確保方策	区立認可保育園の延長保育	409人	409人	409人	409人	409人
	私立認可保育園等の延長保育	863人	1,003人	1,153人	1,303人	1,303人
	合計	1,272人	1,412人	1,562人	1,712人	1,712人
[確保方策]-[ニーズ量]		▲326人	▲212人	▲89人	51人	5人

(10) 病児保育事業（病後児保育事業を含む）

子ども・子育て支援法等における事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。利用意向割合・利用意向日数については、平成30年度の実際の利用延べ人数から算出しました。					
確保方策の考え方	<p>区が委託する3か所の病児・病後児保育施設で保育を実施します。</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <p>年間の平均開室日数を240日（平日のみ）とし、各施設の定員数を掛け合わせ、受入可能人数を算出しました。病気の流行状況等により、一定程度お断りせざるを得ない運営状況を見込み、直近のお断り件数実績をもとに稼働可能率を設定し、受入可能人数に掛け合わせて事業量を算出しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保坂病児ルーム 6人×240日＝1,440人日 ・順天堂病後児ルーム 6人×240日＝1,440人日 ・都立駒込病院内病児保育施設 4人×240日＝960人日 (令和2年9月開設予定とし、令和2年度の開室日数は140日としました。) ・新規施設 6人×240日＝1,440人日 (開設までに最低限必要な準備期間を見込み、令和3年4月開設予定としました。) 					
量の見込み(ニーズ量)と確保方策の実施時期						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(ニーズ量)	2,985人	3,076人	3,154人	3,228人	3,293人	
確保方策	保坂病児ルーム	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人
	順天堂病後児ルーム	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人
	都立駒込病院内病児病後児保育施設	560人	960人	960人	960人	960人
	新規施設	0人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人
	小計	3,440人	5,280人	5,280人	5,280人	5,280人
	稼働可能率 74.3%	74.3%	74.3%	74.3%	74.3%	74.3%
	事業量	2,556人	3,923人	3,923人	3,923人	3,923人
[確保方策]－[ニーズ量]	▲429	847	769	695	630	

※文京区では、訪問型病児・病後児保育事業（ベビーシッター利用料の助成）を独自に実施しています。

(11) 放課後児童健全育成事業

子ども・子育て支援法等における事業概要		保護者の就労等により、日中家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、育成室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法		将来人口推計とニーズ調査における育成室の利用意向割合からニーズ量を算定しました。さらに潜在的なニーズとして、ニーズ調査において育成室を利用していないもののうち、「利用したいが空きがない」「利用したいが近くにない」を選択し、一定の条件があれば利用の可能性のある層を加えました。					
確保方策の考え方		<p>現在の育成室事業を継続し、計画期間中に新たに 9 か所の育成室を整備します。また、老朽化等により改修が必要な育成室についても整備を行い、児童受け入れ定員数の維持確保を行います。</p> <p>また、全区立小学校 20 校において放課後全児童向け事業を実施し、児童の放課後の居場所を提供しています。今後は実施時間の延長など、事業の充実を図ります。</p> <p>〈事業量算定方法〉</p> <p>本計画中に新たに整備する育成室について、定員数を概ね 40 人と設定し、既存育成室の定員数に加算することで、事業量を算定しました。</p>					
量の見込みと確保方策の実施時期							
(単位：人)							
項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
量の見込み(ニーズ量)	低学年	利用児童数(1年生)	772 人	821 人	831 人	898 人	835 人
		利用児童数(2年生)	582 人	605 人	644 人	651 人	703 人
		利用児童数(3年生)	477 人	514 人	536 人	569 人	576 人
		計	1,831 人	1,940 人	2,011 人	2,118 人	2,114 人
	高学年	利用児童数(4年生)	103 人	104 人	113 人	117 人	124 人
		利用児童数(5年生)	81 人	81 人	81 人	88 人	91 人
		利用児童数(6年生)	84 人	93 人	92 人	93 人	100 人
		計	268 人	278 人	286 人	298 人	315 人
確保方策	育成室の整備(低学年)	1,862 人	1,942 人	2,022 人	2,120 人	2,120 人	
	放課後全児童向け事業の充実	日数・時間の充実(全校) 					

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

子ども・子育て支援法に規定する教育・保育給付の認定及び施設等利用給付の認定を受けた保護者のうち、低所得で生計が困難な方の子どもが教育・保育等を受けた場合に、当該保護者が支払うべき費用の一部を補助することにより、子どもの健やかな成長を支援します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育施設の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を促進するため、事業開始前における事業実施等に関する相談・助言、事業開始後の区立園長等経験者による利用児童への対応等に関する巡回指導等、新規参入施設の事業の推進状況に応じた必要な支援を行っていきます。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該 学校教育・保育の推進に関する体制の確保

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置については、拡大に向けて国に更なる環境整備の充実を求めるとともに、区としても制度改正の趣旨を踏まえ、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及の検討を行ってまいります。

6 計画の推進体制と進行管理

文京区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、結果については、区ホームページ等で区民に公表します。

なお、毎年度、人口推計等の変動要因を勘案し、ニーズ量を見直すとともに、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。